

センター からの

2015
3月号
隔月発行

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1
TEL 086 (226) 1019 (2015.3月発行)

Contents

- 健康被害発生後も継続利用を勧められる美容・健康商品
- 個人間でやりとりする写真動画もネットに公開しているという認識を!
- 飲み物や汁物の突沸に注意!
- 平成27年度消費生活講座
- 消費生活相談事例
- ビデオ・DVDライブラリー

お便り

消費生活に関するご相談は

●岡山県消費生活センター相談ダイヤル

岡山 …… **086 (226) 0999** 火曜日～日曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

津山分室 …… **0868 (23) 1247** 月曜日～金曜日 9:00～12:00・13:00～17:00

●消費者ホットライン **0570 (064) 370** (身近な消費生活窓口につながります。)

●消費のアドバイス **山陽新聞 毎月第3日曜日掲載** (変更される場合があります。)

健康被害発生後も継続利用を勧められる 美容・健康商品

～「好転反応」などといわれても、健康被害が出たら利用をいったん中止しましょう!～

健康食品、化粧品、健康器具、美容エステなどの、美容・健康などに関する機能性をうたった商品やサービスを利用した際に、場合によって、湿疹・かゆみといった皮膚障害、下痢・胃痛のような消化器障害、だるさや頭痛などの健康被害が発生することがあります。こうした症状が体に現れた際に、美容・健康商品などの利用を継続すると症状が大幅に悪化するおそれがあります。

一方で、事業者が、「症状が発生するのは好転反応」、「今は毒素が抜けているところ」などと説明して、症状発生後も継続利用を勧めているケースがあります。

このような健康被害とその対処に関する相談が数多く寄せられており、そのうち消費者が実際に使用・利用を継続して症状が持続・悪化したというケースも多く見受けられます。



消費者の皆様へ

(1) 新しく美容・健康商品などを利用する際は体調変化に注意し、健康被害が発生した場合は利用をいったん中止して、医師に相談しましょう。

新しく美容・健康商品などを利用した際に不快な症状が発生した場合、その商品やサービスによる健康被害を疑いましょう。また、原因不明の症状が出た場合は、それらの美容・健康商品などの利用を一旦中止して医師に相談しましょう。

(2) 健康被害が出ている際は事業者などの「好転反応」、「毒素が出ている」などの説明をうのみにしないでください。

これらの説明を事業者などが行う場合は、利用を継続させるためのセールストークである場合があります。症状が出ている際は事業者などの説明をうのみにしてはいけません。美容・健康商品などに関連のない身近な人、消費者センターや医師に早めに相談しましょう。

「個人間でやりとりする写真・動画も ネットに公開しているという認識を！」

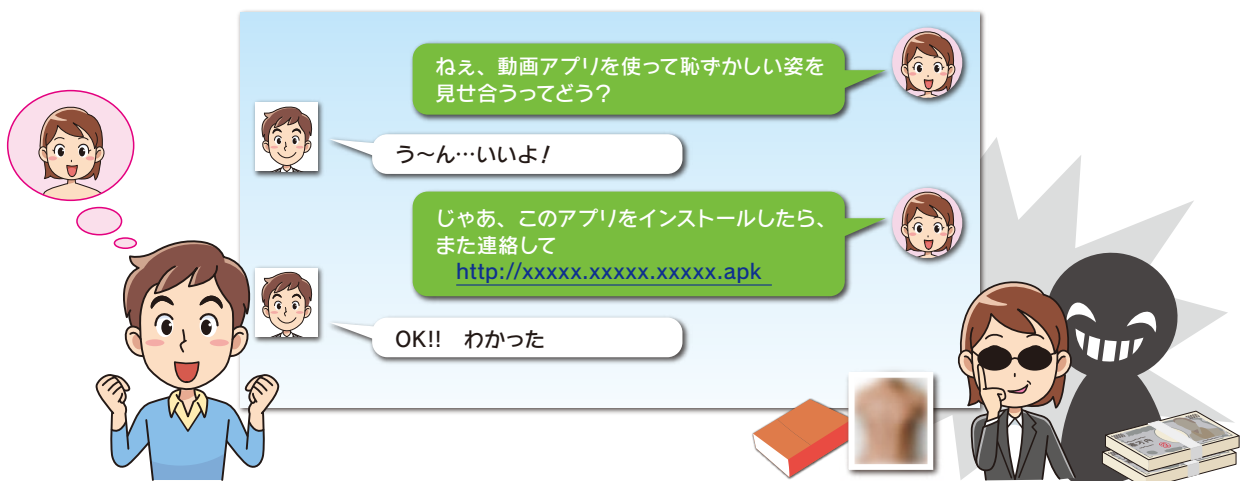
～スマートフォンの不正アプリによる性的脅迫被害に注意～

不正アプリによって窃取された電話帳の情報とプライベートな動画を脅迫のネタにされたという相談が寄せられています。SNSと不正アプリを用いた手口による性的脅迫（セクストーション）被害が多発しているとみられます。

この手口では、SNSや不正アプリの機能が巧妙に使われています。SNSでのやりとりを通じて相手を油断させ、プライベートな動画を撮るように誘導し、また、不正アプリをインストールさせて電話帳の情報を窃取して脅迫のネタにします。被害者が恥ずかしさや後ろめたさから周囲に相談しにくい状況を作っており、非常に狡猾です。

万が一、セクストーションと思われる被害に遭って、プライベートな動画をばらまくと金銭を要求された場合には、相手に対してうかつに連絡してはいけません。すぐに警察へ相談してください。

しかし、一度、相手の手に渡ってしまった情報は削除することも、取り返すことも困難です。警察への相談の有無や金銭の支払い有無に関わらず、ばらまかれてしまうことを抑止することは困難だということを知っておいてください。



セクストーションへの対策

(1) アプリは信頼できるマーケットから

メールやSNSを通じて第三者にアプリをインストールするよう促された場合でも、送付された添付ファイルやURLをクリックして、アプリをインストールしては絶対にいけません。アプリは信頼できるマーケットから入手してください。

(2) プライベートな写真や動画は第三者に渡さない

SNSを通じて知り合った実際に会ったことのない相手はもちろんのこと、例えば友人や恋人であっても、第三者に見られたら困るプライベートな写真や動画を撮影させたり、そのデータを送ったりしてはいけません。セクストーション被害に限らず、リベンジポルノなどの被害にあう可能性があります。

特定の相手に写真や動画を渡すことは、インターネットに公開することと同じという認識を持つことが重要です。また、そうしたデータは、所有しているだけでもウイルス感染などで外部に流出する可能性が考えられます。インターネットに公開されて困るような写真や動画は、そもそも撮影しないことが賢明です。

飲み物や汁物の突沸に注意!

飲み物や汁物を加熱した場合、爆発するように沸騰し、中身が飛び散る「突沸（とっぷつ）」という現象が起こることがあります。突沸は前触れなく起こるため、やけどを負う恐れがあります。

温める食品が液体であれば、「突沸」は起きる可能性があります。食品を温める調理器具（電子レンジ、ガスこんろ、IHクッキングヒーター等）によらず「突沸」は起きています。しかし、「突沸」は、常に発生する訳ではなく、食品、食器や鍋、調理器具、加熱時間などの条件の組み合わせが重なった場合にだけ起こる現象です。



消費者の皆様へ

(1) 電子レンジで飲み物を温める場合は、温めすぎないようにしましょう

電子レンジの自動のあたため加熱（「あたためボタン」など）を使ってコーヒーや豆乳などの飲み物を温めると、温めすぎて突沸することがあります。専用のあたため機能（「飲み物ボタン」など）を使い、取扱説明書に従って温めましょう。また、手動のレンジ加熱で飲み物を温めると、温めすぎて突沸することがありますので、設定時間を控えめにするなど取扱説明書に従った使用方法で温めましょう。

(2) 電子レンジで誤って飲み物を温めすぎてしまった場合、突沸を避けるため、加熱が終了しても容器をすぐに取り出さず、扉を開けないで1～2分冷ましましょう

電子レンジでコーヒーや豆乳などの飲み物を温めすぎてしまった場合、温めた飲み物を取り出した際の振動や、取り出し後に砂糖や顆粒状のお茶などを入れるなどの刺激が加わると突沸が起き、高温の内容物が激しく飛び散ってやけどを負うおそれがあります。加熱するときは温めすぎないようにしましょう。また、誤って温めすぎてしまった場合や沸騰させてしまった場合は、加熱が終了しても容器をすぐに取り出さず、扉を開けないで1～2分冷ますことで突沸や噴きこぼれを避けることができます。

(3) ガスこんろやIHクッキングヒーターを使って液体を温め直すときは、火力を弱めにし、かき混ぜながら行いましょう

ガスこんろやIHクッキングヒーターを使ってみそ汁やとろみのある食品を温め直すとき突沸することがあります。また、場合によっては、温め始めてから数秒で突沸が起こることがあります。みそ汁やとろみのある食品を温め直すときは、火力を弱めにし、かき混ぜながら温めましょう。

平成27年度 消費生活講座

消費者の皆さんに身近なテーマを取り上げて、日常生活に役立つ情報を提供する講座を開催します。

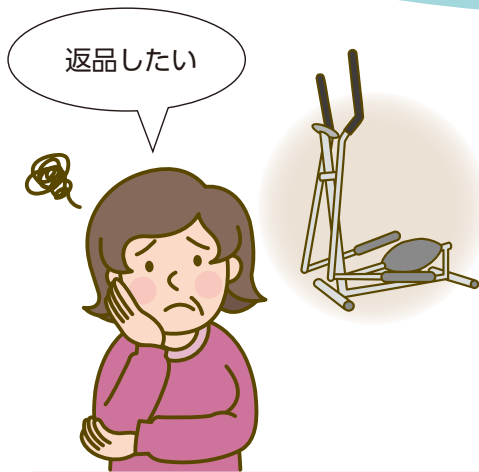
回	日時	テーマ	場所
1	平成27年5月21日(木曜日) 13:30～15:00	●くらしの中のヒヤット～安全に使ってますか?我が家の製品～ 講師:中国経済産業局 独立行政法人 製品評価技術基盤機構(NITE)	消費生活センター 研修室
2	平成27年7月24日(金曜日) 13:30～15:00	●今、食品の安全と食品表示について考える 講師:一般社団法人 FOOD COMMUNICATION COMPASS 事務局長 森田満樹	
3	平成27年9月17日(木曜日) 13:30～15:00	●知っておきたい!消費者トラブル対処法 講師:岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター 矢吹香月	
4	平成27年11月20日(金曜日) 13:30～15:30	●あなたの暮らしを変える「整理・整活」 ～あなたは「捨てる」と「収納」で失敗している!～ 講師:整理収納アドバイザー1級 整理ist 佐藤亮介	
5	平成28年2月12日(金曜日) 13:30～15:00	●シニア向けスマホ・ケータイ・ネット教室 ～安全に使うために知って欲しいこと～ 講師:NTTドコモ インストラクター	

受講申込みの方は、消費生活センターに電話、FAX、または電子メールでお申し込み下さい。

TEL.086-226-1019 FAX.086-227-3715 電子メール.syohi@pref.okayama.lg.jp

※申込みは随時受け付けます。定員70名に達しますと、お断りする場合がありますので、ご了承ください。
参加は無料です。都合により日時・テーマ・講師は変更となる場合があります。

●消費生活相談事例●



テレビショッピングのトラブル

テレビショッピングで、腰回し運動などができる健康器具を購入。使用してみると回転力が弱く自分がイメージしたものと違った。返品は10日間以内と記憶していたので、返品を申し出たが一度通電した商品は返品できないと言われた。クーリング・オフはできないのだろうか。

(津山市 女性)

消費者へのアドバイス

「最近、テレビショッピングの相談が増加しています。特に多いのは、中高年の女性からの相談です。

自宅で手軽に買い物できるテレビショッピングは、映像や音声での臨場感あふれる商品紹介で、買う気にさせる演出が見られる一方、返品の可否など重要な事項やデメリットについては、表示時間が短く、わかりにくいことがあります。

このため、商品のイメージが違っていたり、商品が扱いづらいといったことから返品を申し出たが断られたといった相談が多くあります。

テレビショッピングやネットショッピングなどの通信販売には、特定商取引法のクーリング・オフ制度は適用されません。しかし、事業者には、返品に

関する事項を広告等で表示する義務があり、返品の可否や返品期限に関する特約を設けている場合は、それに従うことになります。

特約がない場合は、商品を受け取った日から数えて8日以内であれば返品できます。ただし、返品に要する費用は、消費者が負担しなければいけません。

テレビショッピングを利用するときは、印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるかどうか」などをよく確認してから注文しましょう。

困ったときは、居住地の消費生活相談窓口にご相談してください。

岡山県消費生活センター 086-226-0999

消費生活ビデオ・DVDライブラリー

ビデオ・DVDライブラリーに次のDVD、CD教材が加わりました。

インターネットトラブル未然防止疑似体験教材

インターネットの危ない世界 PART2

～君も体験！スマートフォンタブレット編

企画・制作 神奈川県消費生活課

インターネットトラブルで多い、「スマートフォン」、「SNS」、「オンラインゲーム」に関するトラブルについて、疑似体験や映像を通じて学習します。

30分



小・中学生向け

* 貸出については、当センターへお申し出ください。TEL (086) 226-1019

* ビデオ・DVDライブラリーの在庫については、当センターのホームページをご覧ください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/syohi/koho-v-list.html>